



高麗海運ジャパン株式会社
KMTC (JAPAN) CO., LTD.

東京 : 03 (3500) 5051

大阪 : 06 (6243) 1661

e-KMTC

<http://www.ekmtc.com>

2022年10月吉日

お客様各位

高麗海運ジャパン株式会社

MOMBASA 向け CHASSIS NO.と WEIGHT の記載について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
MOMBASA 向けで Kenya Revenue Authority(KRA)からの指針について、
ご連絡致します。

敬具

記

1. 実施機関 : Kenya Revenue Authority (KRA)
2. 適用日 : 即日 (新 HS CODE が今年より施行され、すでに開始されております。)
3. 指針内容 : 各 CHASSIS NO.と WEIGHT を B/L BODY 上に記載願います。
4. ペナルティ : 記載漏れの場合、費用が発生します。
Custom Penalty - USD3,000~USD10,000

ご不明な点は弊社ドキュメントまでお問い合わせをお願いいたします。

TEL: (東京) 03-3500-5078, TEL: (大阪) 06-6243-1661

以上